

下諏訪町と大塚製薬株式会社との包括連携協定

下諏訪町（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、もって地域社会の活性化及び下諏訪町民の安全・安心な暮らしの確保に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）健康増進に関すること
- （2）熱中症対策に関すること
- （3）スポーツ振興に関すること
- （4）健康寿命延伸に関すること
- （5）災害対策に関すること
- （6）その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。また、連携事業を具体的に実施するにあたっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定の履行に際し知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示し、若しく漏洩し、又は本協定の履行以外の目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に規定する秘密保持義務を負う。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による申し出がなされないときは、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度誠意を持って協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和5年8月23日

甲 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8

下諏訪町長

宮坂 徹

乙 埼玉県上尾市瓦葺929番地1

大塚製薬株式会社ニュートラシューティカルズ事業部

大宮支店支店長

田中 健太郎